

県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」の実施結果

「過労死等防止啓発月間」の設定

（目的）過労死等の防止、郡上特支講師自死事案の風化防止
 （対象）県立学校・事務局の全ての教職員
 （期間）11/1～11/30

1 職場研修等の実施

（1）職場研修の実施 **一部新規**

○職場研修を各県立学校・事務局の全てで実施

<研修内容>

- ・自死事案を題材に、過重労働やハラスメント等の防止のために職員一人一人が気をつけるべき点や相談窓口等の説明を実施
- ・**県独自で新たに制作した、ハラスメント防止研修の映像資料**（23分程度）を視聴し、**映像内の2つの設問事例についての討議**も実施
 映像の演題：「教育現場のパワハラ撲滅を目指して
 ～労働施策総合推進法の改正を踏まえて～」

【主な意見】

- ・職場研修が始まり、年々教職員間の意識が高まってきている。悲しい事案が発生してからの研修であることが残念だが、風化させないように観点を変えながら実施していくべき。
- ・パワハラは管理的な立場にある人からの圧力だと考えていたが、映像により、誰もが受ける側、する側になりうるということがわかった。
- ・同僚間だけでなく、生徒に対しても感情的、高圧的にならず、コミュニケーションをとり、風通しのよい関係を築いていきたい。

（2）タイムマネジメント研修の実施 **拡充**

○日常業務を効率的に行うため、「仕事の段取りの仕方」や「時間管理の方法」について、グループ単位で演習を行い、その検討結果を発表、意見交換

【実施結果】

- ・計7回実施（**前年度比+1回**）
- ・受講者：103名（小中義幼53名、高特13名、**事務局37名**）

【主な意見】

- ・問題の可視化ができたことで自分の課題が明確になった。
- ・グループワークを通じて、業務の進捗が遅れた工程の特定やその原因、適切な時間配分の設定などといったことが、十分検証できていないことが分かった。
- ・仕事を精選する力、見極める力を付けていきたいと思った。

2 啓発等

(1) 長時間勤務の抑制に向けた勤務時間制度の運用の見直し（試行） 新規

○長時間勤務を抑制し、教職員の健康及び福祉の維持向上を図るため、勤務時間のスライドや週休日の振替などについて、運用ルールを整理し、10月から試行し、活用状況をモニタリング中。試行結果を踏まえ、来年度から本格運用予定

【実施結果】

- ・既に試行中の県立学校 12校

(2) ハラスメント等に関する相談対応マニュアルの徹底 新規

○ハラスメント等の事案に迅速かつ的確に対処するため、相談対応マニュアル（令和元年5月20日通知）を再度周知徹底

(3) 働き方改革メールマガジンの配信 一部新規

○月間中2回配信

- ・月間の取組や県立学校の在校等時間の状況（前年比）の紹介
(11/1発行)
- ・ハラスメント防止リーフレットの新規作成・配布、「ハラスメント等に関する専用相談窓口」の専用メールアドレスの新設置などを周知
(11/21発行)

(4) 疲労蓄積度自己診断チェックの実施

○疲労蓄積度自己診断チェックリスト（厚生労働省作成）により自己診断
○自己診断結果に応じて、所属長による面談を実施し、医師や保健師による面接指導の申出をするよう働きかけ

【実施結果】

- ・所属長面談者 128名（実施者の2.3%）
- ・医師による面接指導受診者 9名（面談者の7.0%）

(5) 高ストレス教職員に対する医師による面接指導の実施の徹底

○ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された教職員に対して、医師による面接指導の申出をするよう働きかけ
(計6回。ストレスチェック実施期間9/23-10/6。受検率93.7%)

【実施結果】

- ・高ストレス教職員 393名（受検者の6.8%）
- ・医師による面接指導申出者 34名（高ストレス教職員の8.7%）

(6)「健康エッセンス11、12月号」でのPR

- 健康一言メッセージ（過労死等の定義、過労死等防止のために労働者自身
が取り組めることなど）や健康相談窓口・健康管理事業の紹介を配信
- 11月号：10/24発行、12月号：11/25発行

3 職場訪問

- 事務局職員が学校を訪問し、時間外勤務が多い教員及び管理職から聞き取りを実施（15校56名。訪問校は令和元年8月までの実績を基に選定）

【長時間労働の主な原因・課題（聞き取り結果）】

- ・事務処理、会計業務などに時間を取られる。
- ・行事の準備などで早朝勤務となることがある。
- ・経験のある教員に分掌の長、学年主任、担任、部活動の顧問などが偏る傾向がある。
- ・部活動の指導・引率が長時間労働の要因であるが、心身の不調もなく、苦になっていない。
- ・部活によっては参加する大会数も多い。

【課題への学校の対応】

- ・教員以外でも処理できる業務は、業務アシスタントを活用。
- ・勤務時間のスライドなどを可能な限り活用。
- ・分掌の見直し（統廃合）による業務の平準化。
- ・時間外勤務が多い教員とは定期的に面談を実施。
- ・どうしても夏季に活動が多い部活動などは、休養日を年末年始に固めるなどして対応。

4 市町村教育委員会における活用の働きかけ

- 県教育委員会の過労死等防止啓発月間の取組を紹介（10/29通知）

- ・県独自で新たに制作した、ハラスメント防止研修の映像資料などを提供し、活用を呼びかけ

- 教育長から、市町村の教育長・教育委員に対する説明

(11/8 岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会)

- ・市町村教育委員会においても、教職員からのパワハラ等の相談に応じ、適切な対応をするための体制整備が必要
※本年5月の改正「労働施策総合推進法」の成立を踏まえたもの
- ・県独自で新たに作成した「ハラスメント相談対応マニュアル」を提供し、活用を呼びかけ